

地元の好き・魅力・PRポイントを発信！

## 江戸川区魅力発信発掘応援事業

### 募集要項

江戸川区ならではの魅力の発信や、魅力づくりにつながる取組みを区が認定し、PRの支援や経費の一部補助を行います。

令和5年10月

江戸川区



## 1. 対象の方

### 区民の方、区内事業者・団体、区内の学校

※次の方は対象外です。

- ・ 宗教活動又は政治活動を主な目的としている方。
- ・ 江戸川区暴力団排除条例に規定する暴力団及び関係者の方。
- ・ 公序良俗に反する活動を行う方。
- ・ 国税、地方税等の滞納処分を受けている方。

## 2. 対象事業・要件

### 江戸川区の魅力を発信または発掘する事業（取組み）

#### 【要件】

- ・ 江戸川区の魅力に関する情報を発信するコンテンツ制作やイベント開催
- ・ 江戸川区ならではの魅力の掘り起こしや新たな魅力づくりにつながるコンテンツ制作やイベント開催
- ・ 営利を目的とする場合は、区の自然、景観、文化等の魅力資源を活用すること。
- ・ 今年度内に実施する取組みであること。
- ・ 江戸川区の内外への発信効果の波及が期待できること。

※次の事業（取組み）は対象外です。

- ・ 主な目的が宗教活動又は政治活動、反社会的活動その他公序良俗に反するもの。
- ・ 他の制度の補助等を受けているもの。
- ・ その他、支援することを適当でないと認められるもの。  
例) 魅力発信を伴わないイベントや講座開催・勧誘活動

## 3. 支援内容

次のいずれかの支援を申請してください。

- ① PR支援と補助金の交付
- ② PR支援のみ

#### 【PR支援】

区の公式 SNS 等による情報発信やメディアへのプレスリリース

#### 【補助金の交付】

支出（補助対象経費）から収入を除いた額の2分の1、上限15万円

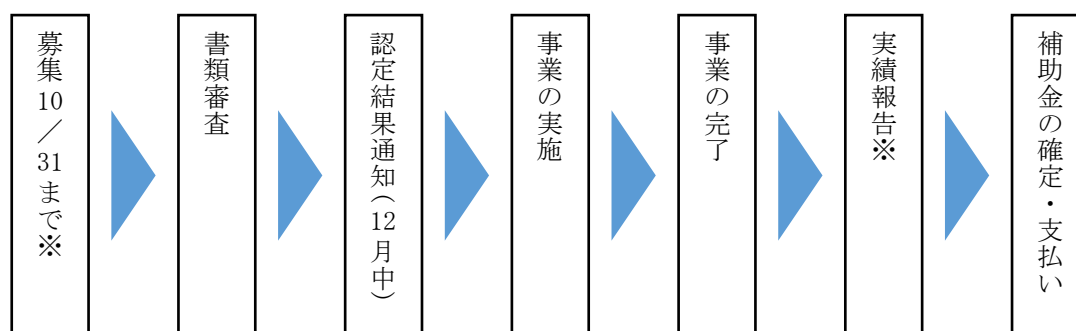
※補助対象経費

消耗品、ポスター・チラシの印刷代等	郵送料、輸送料等
事業実施に関わる保険料	デザイン料、編集費用、システム構築費等
専門知識、技術等を必要とする業務の委託料	会場、機材等の使用料・賃借料
その他、必要と認められる経費	

※補助金の対象にならない場合

- ・ 補助対象に当る経費が計上されないとき。
- ・ 寄附金や協賛金、売上などの収入が支出（補助対象経費）を上回るとき。
- ・ 過去に3回以上、同じ内容の事業が認定され、本補助金が交付されているとき。
- ・ PR支援のみを希望するとき。

## 4. 全体の流れ



- ※ 応募にあたって、ご不明なことがあれば事前にお問い合わせください。
- ※ 実績報告は事業の完了後、30日以内に行ってください。3月に完了する場合は速やかに行ってください。

## 5. 申請書類

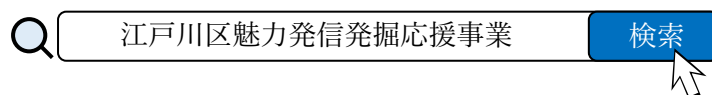
以下の申請書類は江戸川区ホームページからもダウンロードできます。

- ① 江戸川区魅力発信発掘認定事業申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（第2号様式）
- ③ 事業収支予算書（第3号様式） ※
- ④ 企画書（任意の様式）
- ⑤ 団体・法人等概要書（第4号様式） ※

※PR支援のみを申請する場合は③事業収支予算書は不要です。

※個人で申請する場合も⑤団体・法人等概要書をご提出ください。

※書類の受付後に、不備の修正や追加資料の提出をお願いする場合があります。



## 6. 募集期間・提出方法

**【募集期間】** 令和5年10月1日（日）～10月31日（火）午後5時まで

**【提出方法】** 郵送（必着）または持参（土・日・祝日を除く）

**【郵送・持参先】** 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

江戸川区役所本庁舎南棟3階1番

SDGs推進部広報課シティプロモーション係

電話：03-5662-0323（直通）

## 7. 変更・中止のとき

申請した内容を変更、又は中止する場合は、「江戸川区魅力発信発掘認定事業変更・中止申請書（第7号様式）」を提出してください。

## 8. 実績報告・資料

事業が完了した日から30日以内に必要書類を提出してください。  
完了が3月の場合は、速やかにご提出ください。

- ① 江戸川区魅力発信発掘認定事業実績報告書（第9号様式）
- ② 事業実施報告書（第10号様式）
- ③ 事業収支決算書（第11号様式）
- ④ 成果物又は成果物の概要資料（任意の様式）
- ⑤ 添付資料（領収書、レシート、記録、写真等）

## 9. その他注意事項

### ① 認定の取り消し

以下に該当する場合は、認定を取り消しますのでご注意ください。

- ・ 江戸川区魅力発信発掘応援事業実施要綱の規定に違反したとき。
- ・ 補助金をこの事業の目的以外の用途に使用したとき。
- ・ 不正な手段により認定した事業の選定決定を受けたとき。
- ・ その他、不相当と認められるとき。

※なお、既に補助金の支払いをしている場合は返還していただきます。

### ② 実施状況の報告

事業完了前に、内容及び収支状況等について報告を求める場合があります。

▶ 詳細は、江戸川区ホームページで

「江戸川区魅力発信発掘応援事業実施要綱」をご確認ください。

### 問い合わせ先

SDGs推進部広報課シティプロモーション係

電話：03-5662-0323（直通）